

宿禰野見宿禰等アリ、ミナ名ノ下ニカバチアリ、阿曇連濱子等ハ、カバチウヂノ下ニアリ、コノ時
ソノ法イマダサダマラズ、ソノ法ノ定リタルハ、天武天皇ノ時ナルベシ、

〔刊謬正俗〕姓族類

韻會、姓者所以繫統百姓、使不別、氏者所以別子孫、所出世本言姓、即在上、言氏即在下、周語、賜姓曰妣、
氏曰有夏、註堯賜禹姓曰姁、封之於夏、又氏曰有呂、註以國爲氏、釋例曰、別而稱之曰氏、合而言之曰族、
左氏傳正義云、別合者、若宋之華元華喜、皆出戴公、向魚鱗、漢共出桓公、獨舉其人、則云華氏向氏、並指
其宗、則云戴族桓族、是其別合之異也、蓋姓經而氏緯、如源平藤橘等是姓、如足利織田等是氏、其曰清
和源氏、嵯峨源氏、及俗曰某一黨是族、中國姓廢而專用氏、吾邦古有姓而無氏、中葉始有姓氏之別、今
也品官家專用姓、而其餘皆稱氏、其或同一氏也、或有出于源者、或有出于平者、如高階大神等、直以姓
爲氏、碑銘行狀中、當云某姓某氏、不可必循華制、

〔廣益俗說辨〕

十九人物井官職

姓も氏も元一つなり、姓は體にて氏は用なり、しかれどもわかつていへ

ば、源平藤橘は姓なり、姓は萬世ま新田足利北條菊池楠は氏なり、つてこれは所により代によ故に源

氏平氏藤氏橘氏とはいへども、新田姓足利姓北條姓菊池姓楠姓などはいはざるなり、

〔貞丈雜記〕

二名

一姓尸と云事あり、姓はカバチ也、氏は源平藤橘を始として、さまざまの氏あり、尸

もカバチとよむ姓と同訓也、源朝臣藤原朝臣平朝臣橘朝臣杯の朝臣は、かばね也、カバチ姓はさまざま

の氏の貴きと賤とを分る爲に定たる物也、姓は朝臣王公首造連縣主村主神主使主人伊美吉史

勝部伊吉直人宿禰臣直忌寸氏阿祇奈君是等をかばねと云なり、其氏によりて姓もそれくに

かはるなり、清原真人小槻宿禰中臣連酒部公などと云類なり、姓氏錄、姓名錄鈔などを見て知べ

し、

〔貞丈雜記〕

二名

一姓氏と云事、姓氏の二字ともに、何れもうじとよむ字なれども、わけて委くいふ